

(別表 1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
(風水害)	<p>伊予市では、平成 30 年 7 月豪雨及び令和 2 年 7 月豪雨により、市道、河川、農林漁業関係施設等の公共施設が被災するとともに、農地の冠水、土砂の流入等により農作物も甚大な被害を受けており、今後の災害リスクとしても同程度の規模の災害発生を想定している。</p>
(土砂災害)	<p>伊予市内における土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」の指定箇所は急傾斜地、土石流合わせて 222 か所、指定予定箇所は急傾斜地、土石流、地すべり合わせて 427 か所で、土砂災害による被害が懸念されている。</p>
(地震)	<p>日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、今後 30 年以内に大地震が発生する確率は 70% 程度と予測されている。(南海トラフ巨大地震) このほかにも、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震も想定されている。</p>
(その他)	<p>伊予市は、愛媛県のほぼ中央に位置し、道後平野の西南部から四国山地の一部にわたり、西北は風光明媚な瀬戸内海に面している。東西に 23km、南北に 21km の広がりを持ち、面積は 194.44km² となっている。</p> <p>北部は道後平野の南端を占める平地で、南部は、中央構造線以北のなだらかな山々と、中央構造線以南の標高 900m 前後の急峻な山地となっている。</p> <p>気候は瀬戸内海式気候で、四季を通じて一般に温暖で晴天の日が多く、雨量は年間 1,300mm 程度となっている。また、気温は、最近の年間最高平均気温が 20.7℃、最低平均気温が 12.5℃ で、平均気温 16.3℃ と一年を通じて寒暖の差が少ない。</p> <p>これまで発生した災害の主な原因は、梅雨前線及び台風による暴風・豪雨である。</p>
<ul style="list-style-type: none">・伊予市地域防災計画（風水害等対策編） https://www.city.iyo.lg.jp/bousai/bousai_plan.html・伊予市地域防災計画（地震対策編） https://www.city.iyo.lg.jp/bousai/bousai_plan.html・伊予市地域防災計画（津波対策編） https://www.city.iyo.lg.jp/bousai/bousai_plan.html・伊予市地域防災計画（原子力災害対策編） https://www.city.iyo.lg.jp/bousai/bousai_plan.html・伊予市地域防災計画（資料編） https://www.city.iyo.lg.jp/bousai/bousai_plan.html・伊予市水防計画 https://www.city.iyo.lg.jp/bousai/bousai_plan.html	

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1, 348人
- ・小規模事業者数 1, 066人

【内訳】

1) 双海中山商工会

- ・商工業者数 266人
- ・小規模事業者数 230人 (商工会独自調査数値)

業種		商工業者数	小規模 事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商 業 者	建設業	82	62	
	製造業	29	27	
	卸売業	11	11	
	小売業	57	55	
	飲食業	16	16	
	サービス業	43	43	
	その他	28	16	

※平成28年経済センサスに基づく数値

2) 伊予商工会議所

- ・商工業者数 1, 082人
- ・小規模事業者数 836人

業種		商工業者数	小規模 事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商 業 者	建設業	242	187	
	製造業	184	142	
	卸売業	33	25	
	小売業	198	153	
	飲食業	83	64	
	サービス業	51	39	
	その他	291	226	

※平成28年経済センサスに基づく数値

(3) これまでの取組

1) 伊予市の取組

- ・災害などの非常事態時における業務の継続や早期復旧を可能とするため「伊予市業務継続計画」を策定している。
- ・「伊予市地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期（年1回）に実施している。
- ・市庁舎に程近い防災倉庫、中山地域事務所、双海地域事務所、学校給食センターに各種物資（飲料水、食料、毛布等）を備蓄している。

2) 双海中山商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・愛媛県火災共済協同組合と連携した各種保険の加入促進
- ・巡回訪問時にBCP作成の必要性を周知

3) 伊予商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催

- ・損保会社と連携した「日本商工会議所ビジネス総合保険」等への加入促進
- ・防災備品の備蓄

II 課題

1) 双海中山商工会

平成 27 年 1 月に「双海中山商工会危機管理マニュアル」を策定しているが、それ以降危機管理マニュアルを変更していないことから、当時からの役職員の異動に伴い非常時連絡網や内容が時代にそぐわないものとなっている。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った経営指導員等の職員が不足している。

2) 伊予商工会議所

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、B C P 策定等に関する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
 - ▼事業者 B C P 策定支援 2 社/年
 - ▼事業継続力強化計画認定 2 社/年
 - ▼既存の保険等の見直し 2 社/年
- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、本会と愛媛県や伊予市等との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

伊予市と双海中山商工会及び伊予商工会議所（以下「各団体」という。）の役割分担、支援体制を整備し、共同して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

「伊予市地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画策定

①双海中山商工会 BCP震災時対応マニュアル（令和3年度作成予定）

②伊予商工会議所 BCP震災時対応マニュアル（令和元年度作成）

※実情に応じて適宜改正する。

3) 関係団体等との連携

- ・連携している損保会社に専門家派遣を依頼し、地区内の事業者を対象にした普及啓発セミナーを開催し保険の必要性を周知する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者が策定したBCP等取組状況について、巡回・窓口経営相談時に確認。
- ・必要に応じて専門家と共同でフォローを行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・年1回、伊予市、双海中山商工会及び伊予商工会議所の担当者間で情報交換を行う。
- ・各部署に於いてハザードマップを点検し必要に応じて実地訓練を行う。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況等を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、1時間以内に役職員の安否確認を行う。

① 就業時間内

- ・所定の避難場所へ避難し、職員の安否確認を行う。

・外出（出張）している職員については、連絡を取るとともに出先の避難場所に避難するよう指示する。

- ・職員が手分けし、役員の安否確認を行う。

② 就業時間外

- ・非常時用緊急連絡網（職員間のSNS）により安否確認を行う。

- ・地区内に居住する職員がいないことから、各地区から選出されている役員に被害状況を事務局長及び法定経営指導員に連絡が入る連絡網を構築する。

2) 応急対策の方針決定

- ・本会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

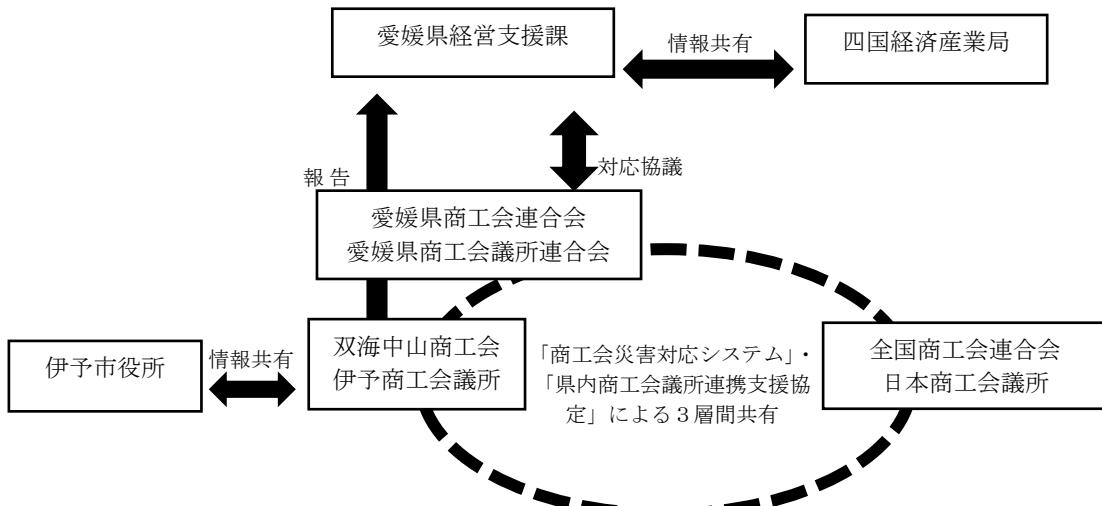
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・当計画により、本会と当市は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会と当市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会と当市が共有した情報を、「商工会災害対応システム」又は「大規模自然災害に際しての愛媛県内商工会議所における連携支援に関する協定」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・当市と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会又は愛媛県商工会議所連合会に依頼する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
	(令和2年12月現在)
(1) 実施体制	
<p>双海中山商工会 伊予商工会議所 事務局長</p> <p>損害保険 会社等</p>	<p>伊予市 経済雇用戦略課長</p> <p>伊予市 経済雇用戦略課</p> <p>伊予市 危機管理課</p>
<p>支援ツール 連携等</p> <p>双海中山商工会(本所) 伊予商工会議所 法定経営指導員</p>	<p>共同 連絡調整</p> <p>確認</p>
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先	
1) 双海中山商工会 経営指導員：亀田 哲也（連絡先は後述（3）①参照）	
2) 伊予商工会議所 経営指導員：篠崎 博志（連絡先は後述（3）①参照）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う	
・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会及び商工会議所、関係市町連絡先	
①商工会及び商工会議所	
1) 双海中山商工会 〒791-3205 愛媛県伊予市中山町中山丑 285-1 TEL：089-967-0197 / FAX：089-967-1562 E-mail：info@futaminakayama.com	
2) 伊予商工会議所 〒799-3111 愛媛県伊予市市下吾川 1512-6 TEL：089-982-0334 / FAX：089-983-2227 E-mail：info@iyocci.jp	
②関係市町	
伊予市 産業建設部 経済雇用戦略課 〒799-3193 愛媛県伊予市米湊 820 TEL：089-982-1111 / FAX：089-982-1728 E-mail：keizaikouyou@city.iyo.lg.jp	
※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 双海中山商工会

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	130	100	130	100	130
・専門家派遣費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・チラシ作製費	30	0	30	0	30
・打合せ費用	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、事務手数料、伊予市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(2) 伊予商工会議所

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	150	200	200	200	200
・専門家派遣費	50	100	100	100	100
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、伊予市補助金 愛媛県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。